

諮問実施機関	：熊本県公安委員会
諮問日	：平成30年3月1日（諮問第193号）
答申日	：平成30年10月29日（答申第149号）
事案名	：庁舎管理員の勤務時間表の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が庁舎管理員の勤務時間表について平成29年12月11日に行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成29年11月28日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成29年11月27日12時頃に、警察本部の受付で対応した女性職員2名の氏名が載っている行政文書「庁舎管理員勤務指定表」

- 2 平成29年12月11日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として次の文書を特定し、警部補相当職以下の階級にある警察職員の姓（庁舎管理員の姓）については、条例第7条第2号ウに規定する公務員等の氏名の除外事項に該当し、同号ア及びイに該当せず、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることを理由に不開示とする本件部分開示決定を行った。

「庁舎管理員の勤務時間表 平成29年11月27日（月）」（以下「本件対象文書」という。）

- 3 平成29年12月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、熊本県公安委員会に対して本件部分開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成30年3月1日、熊本県公安委員会は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
本件部分開示決定の処分の取消しを求める。
- 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件部分開示決定に係る処分を取り消すとの裁決を早急に求める。
- (2) 受付の職員らは警察官ではなく、県庁の公務員が言うには公務員でもないらしく、しかも私から刑事告訴されている被告人である。私は開示請求書の請求目的に「法定手続きのため」と記載しており、正当な申出であるのに、大事な氏名部分を黒塗りにした揉み消し行為は納得できないので、開示を請求する。
- (3) そもそも、警察本部の受付の女ら複数が、私を差別したり、侮辱という犯罪行為に及んでおいて、否認や黙秘を繰り返して自己の氏名すらまともに名乗り切らん卑怯者なのが原因であり、警察本部の受付だから「遣り返されない」と高をくくって犯行に及んでいるものであり、今さらに、自己の私生活において報復を受けるのが怖いなどという下手な言い訳は通らないものである。
- (4) 受付職員の氏名や住所を開示するのは、被告人である以上は当然であり、公務員だからという特別扱いは許されない。条例など関係なく被疑者の氏名の開示を求める。
- (5) 嘘つきの受付の氏名を開示しないのは、違法かつ不当だと以上のことから考慮され、日本国民の皆様が、インチキ公務を遺憾に思っている。また、掲示板には、「いらんことばかり」記載して全国的に有名になりたがっているくせに、大事な部分は黒塗りというインチキは、国を滅ぼす影響や可能性が高いので、大至急で止めさせなさい。だから、早急に開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- 1 本件部分開示決定に関しては、条例の規定に基づき適正に行われたものである。
- 2 庁舎管理員（受付女性職員）は、地方公務員法に定める特別職の地方公務員に該当し、同法第6条の規定により熊本県警察本部長が任命した警察職員である。
- 3 警察職員の氏名については、条例第7条第2号により不開示と定められており、条例解釈運用基準においても、警察職員の氏名の取扱いとして、その職務の特殊性から、氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、氏名を開示の対象としないこととされている。

よって、条例第11条第1項の規定に基づき、警部補相当職以下の階級にある警察職員の姓を不開示とした本件部分開示決定処分に違法又は

不当な点はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件部分開示決定の妥当性について

(1) 条例第7条第2号の趣旨

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）は、原則として不開示とすることを定めている。しかし、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は除外され、開示することとされている。

なお、ウの中で「警察職員」を除いている趣旨は、警察職員の氏名については、その職務の特殊性から、公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、開示の対象としないこととしているものである。

(2) 条例第7条第2号ウ該当性の判断

条例第7条第2号ウの「警察職員」には、警察官のみならず、警察事務に従事する事務官、技官、事務吏員、技術吏員その他の職員が包含されると解される。

当審査会が確認したところ、庁舎管理員は、熊本県警察非常勤職員任用等取扱要領に基づき任用された熊本県警察非常勤職員であり、地方公務員法に定める特別職の地方公務員に該当する。

このため、庁舎管理員は警察職員に該当し、当該庁舎管理員に係る情報は同号ウに該当しないという実施機関の説明は、首肯し得る。

また、実施機関は、庁舎管理員の業務について、次のように説明している。

庁舎管理員は、単に来訪者サービスを目的とする案内係員ではなく、庁舎の出入り口に位置し、庁舎警戒に従事する警察官と連携して来訪者の入庁を管理する重要な任務を担う職員である。そのため、当該業務を適切に実施している中、訪問先所属から入庁を拒否されるなど来訪の目的が果たせなかった者の怒りの矛先が庁舎管理員に向けられることは十分考えられる。

よって、その職務の特殊性から、氏名を公にすることにより私生活等に影響を及ぼす可能性が高いと考えられ、庁舎管理員の氏名については、同号の趣旨に沿って保護する必要があると認められる。

(3) 条例第7条第2号ア、イ該当性の判断

当審査会が実施機関に確認したところ、熊本県警察本部においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名は公表しているとのことであったが、警部補相当職以下の階級にある庁舎管理員の氏名は公表しておらず、今後公表する予定もないとのことである。

したがって、条例第7条第2号アには該当しないと判断される。

また、本件開示請求において、庁舎管理員の氏名が条例第7条第2号イに該当しないことは明らかである。

(4) 以上により、本件対象文書のうち、庁舎管理員の姓は公務員等の氏名の除外事項に該当するため、条例第7条第2号ウに該当せず、また、同号ア及びイにも該当しないとして不開示とした本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	井寺	美穂
委	員	立石 邦子
委	員	末松 恵美
委	員	中嶋 直木

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年3月1日	・ 諮問（第193号）
平成30年7月11日	・ 審議
平成30年8月8日	・ 審議
平成30年9月12日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成30年10月10日	・ 審議